

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」等に係る意見募集の結果について

令和7年7月28日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」等について、令和7年6月9日から同年7月8日まで御意見の募集を行ったところ、6件の御意見をいただきました。

命令案に関するいただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜整理させていただいております。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>マイナンバーの活用により、行政サービスの利便性が高まることを期待いたしております。</p> <p>一方で、マイナンバーカード偽造や、他人の医療情報が自分のマイナンバーに紐付けられる等のセキュリティの問題も発生していると聞きます。利便性向上に合わせて、セキュリティの強化も強くお願いいたします。</p> <p>一方で、利便性を低下させてでもセキュリティを確保しておきたい方々のために、マイナンバーカードを利用せず、従来の方法を利用する権利の確保もお願いいたします。従来の方法のままで、従来の方法のセキュリティ向上も同時にお願いいたします。</p> <p>将来、マイナンバーカードのセキュリティが充分になり国民の不安が払拭されれば、皆さん自然に利便性を求めて、マイナンバーカード利用者が増えていくと考えられます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のデジタル政策を検討する上で参考とさせていただきます。</p> <p>なお、マイナンバーカードを安全・安心に利用できるように、技術面や運用面の観点から安全な利用環境の整備に取り組んでいます。具体的には、マイナンバーカード券面は、文字をレーザーにより彫りこむとともに、複雑な彩紋パターンを施す等により、券面の偽造を困難にしています。加えて、マイナンバーカードに搭載されているICチップは、記録された情報を不正に読み出そうとすると、自動的に壊れ、情報を読み出せなくなる等、各種のセキュリティ対策を講じているほか、医療情報、税や年金等のプライバシー性の高い情報はICチップには記録されません。さらに、マイナンバーカードの紛失または盗難に遭った際は、電話ですぐにマイナンバーカード機能の一時利用停止の手続きができます。</p> <p>また、マイナンバーの紐付け誤りについては、マイナンバー情報総点検の実施に併せ、再発防止のための対策を講じ、新たな紐付け誤りが生じないように取り組んでいます。</p>

<p>マイナンバー法第9条第1項と第19条第8号には、個人情報の利用目的を限定し、管理体制を強化するための重要な規定が含まれています。</p> <p>しかし、現状では利用目的の拡大や情報漏洩のリスクが高まっており、さらなる強化が求められます。</p> <p>利用目的の明確化、セキュリティ対策の強化、従業員教育の充実、監視機関の設置など、行政と民間が連携して適切な取り扱いを進めるための改革が必要です。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のデジタル政策を検討する上で参考とさせていただきます。</p> <p>なお、マイナンバーの利用範囲は、法令又は条例で定められた行政事務に限定するとともに、制度面及びシステム面で各種のセキュリティ対策を講じております。</p>
<p>乳児等支援給付の額が、認定を受けた者の属する世帯の市町村民税額によって変わりうるのであれば、市町村民税の金額について、情報連携できるようにすべきであると考えます。</p>	<p>乳児等支援給付費の額は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の子ども・子育て支援法第30条の20第3項において「一月につき、特定乳児等通園支援を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される一時間当たりの特定乳児等通園支援に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該一時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）に当該月に乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間（当該時間が十時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間を超えるときは、当該内閣府令で定める時間）を乗じた額」と規定されているところであり、市町村民税額によって変わることはないため、市町村民税に関する情報の情報連携は不要となります。</p>
<p>反対します。とても日本を建て直そうとする政策ではないと思います。管理し、国に沿わなければ、切り捨てるような政策です。資格取得して、世の中に貢献したい人が、何らかの理由で、個人を識別する番号の利用を、個人情報流失のリスクと隣り合わせて、恐怖心を感じていて、使用してこなかったのであれば、資格取得者は減ると思います。日本の成長を妨げる政策と考えています。</p>	<p>マイナンバー制度は、行政の効率化と国民の利便性向上を実現し、公平・公正な社会を実現するデジタル社会の基盤となっています。</p> <p>また、行政機関等の保有する個人情報については一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとすることなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしています。</p>
<p>概要資料には「公費負担医療制度における個人番号の利用に係る改正」がメインと見せかけているが、実際のところ、密かに他所の規定の</p>	<p>概要資料は、定めようとする命令のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準</p>

<p>整理において多数の事務が追加されている。不誠実といわなければならない。</p> <p>また、概要資料にも各種改正の必要性を明示せず、必要な限度性の有無を検討せずに追加したといわなければならない。</p>	<p>法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令」に係るものであり、新たに準法定事務としてマイナンバー利用が可能となる事務の概要を可能な限り具体的にお示ししております。</p> <p>また、新旧対照表は、定めようとする命令のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令」に係るものであり、新たにマイナンバー利用が可能となる事務並びにマイナンバー情報連携が可能となる事務及び情報を明示的にお示ししております。</p> <p>この点、新旧対照表及び概要資料により、今般の改正内容を網羅的にお示した上で意見公募手続を行っているところです。</p>
<p>新旧対照表（公布日施行）について 第十条の八</p> <p>一 「司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第二条第一項の司法試験若しくは同法第五条第一項の司法試験予備試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務」について、検索し、及び管理するためにマイナンバーを利用する必要性を示されたい。</p> <p>二 「司法試験法第九条の司法試験又は司法試験予備試験の合格証書の授与に関する事務」について、検索し、及び管理するためにマイナンバーを利用する必要性を示されたい。</p> <p>三 「司法試験法第十条の司法試験若しくは司法試験予備試験の合格の取消し等に関する事務」について、検索し、及び管理するためにマイナンバーを利用する必要性を示されたい。</p> <p>四 「司法試験法第十一条第一項の司法試験又は司法試験予備試験の受験手数料の納付に関する」について、検索し、及び管理するためにマイナンバーを利用する必要性を示されたい。受験手数料の納付については、当該受験手数料の納付の</p>	<p>現行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」といいます。）別表において、「司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が規定されているところ、今般の改正は番号利用法別表に規定された事務の内容を個別具体的に定めるものとなります。</p> <p>また、司法試験及び司法試験予備試験の出願手続や受験手数料の納付等については、「国家資格等情報連携・活用システム」等と連携し、オンライン化を行う予定としているところ、マイナンバーを活用することで、添付書類の省略等による受験者の利便性の向上、また試験の実施等に係る行政事務の効率化が見込まれます。</p>

<p>有無を確認するだけであり、マイナンバーを利用する必要性がないといわなければならない。</p>	
<p>新旧対照表（公布日施行）について 第十八条の六</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の在留資格認定証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務について、本邦に上陸しようとする外国人はそもそもマイナンバーがまだ付与されておらず、マイナンバーを利用する必要性がないといわなければならない。マイナンバーを利用する必要性を示されたい。</p> <p>また、本条各号に掲げる各種審査については、マイナンバーカードと一体化されていない現行の在留カードまたは特別永住者証明書において、それぞれの番号で個人情報効率的に検索できるため、マイナンバーを利用する必要があるか、また利用する場合には検索し、及び管理するためにマイナンバーを利用する必要性を示されたい。</p>	<p>現行の番号利用法別表において、「出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって主務省令で定めるもの」が規定されているところ、今般の改正は番号利用法別表に規定された事務の内容を個別具体的に定めるものとなります。</p> <p>出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の在留資格認定証明書の交付の申請においては、本邦に上陸しようとする外国人が過去に本邦に在留するなどしてマイナンバーが付番されている場合があるほか、在留資格によっては申請者本人の本邦在留中の扶養者等に係る資料の提出を求める場合があります。それらの場合において、申請者本人だけでなくその扶養者等のマイナンバーを利用して、マイナンバー情報連携による情報提供を受けることを想定しています。</p> <p>また、各種審査についても、マイナンバー情報連携により、他の行政機関等から情報提供を受けることを想定しているところ、例えば、市町村民税に関する情報の提供を受けることで、住民税課税証明書の添付が不要となり、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化が見込まれます。</p>
<p>新旧対照表（入管法等改正法施行）について 第十八条の八について</p> <p>本条各号に掲げる各種審査については、マイナンバーカードと一体化されていない現行の在留カードまたは特別永住者証明書において、それぞれの番号で個人情報を効率的に検索できるため、マイナンバーを利用する必要があるか、また利用する場合には検索し、及び管理するためにマイナンバーを利用する必要性を示されたい。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和7年法律第38号）により、番号利用法別表に「出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が追加されること、今般の改正は番号利用法別表に規定される事務の内容を個別具体的に定めるものとなります。</p> <p>また、マイナンバー情報連携により、在留カード又は特別永住者証明書の交付に関する情報の提供が可能になるところ、従来、在留カード又は特別永住者証明書の提出を求めていた事務においては、当該情報の提供を受けることにより添付書類の省略が可能となり、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化が見込まれます。</p>

対照表（入管法等改正法施行）第3条1項について、被扶養者が日本人の場合も審査の対象になるため、当該届出に係る被扶養者に係る出入国管理及び難民認定法第60条の出国の証印及び同法第61条の帰国の証印をも追加すべきである。

現行の番号利用法別表においては、「出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定されているところ、日本人の出入国の管理に関する事務はマイナンバー利用の対象外となっています。

については、出入国管理及び難民認定法第60条第1項の日本人の出国の確認及び同法第61条第1項の日本人の帰国の確認に関する情報を、マイナンバー情報連携の対象として追加することはできません。